研修の評価と修了認定

1. 研修歯科医の評価

（1）　修了判定を行う項目

① 到達目標評価表
② 症例記録および症例数記録
③ 指導歯科医による評価シート
④ 多職種による多面評価
⑤ 教育セミナー・院内講習会受講記録
⑥ カンファレンス発表およびレポート
⑦ 形成的評価記録

（2）　修了判定を行う基準

① 「歯科医師臨床研修の到達目標」に従った評価表において、E 判定がないこと。
② D判定が５項目以下であること。
③ 必要症例数を満たしていること。
④ 教育セミナーおよび院内講習会を原則としてすべて受講していること。
⑤ 症例記録、評価シート等の必要書類が適切に提出されていること。
⑥ 研修期間中に実施される形成的評価に基づく指導を受け、必要に応じた改善が行われていること。
⑦ 到達目標に未達成項目がある場合には、追加指導および再評価を受け、到達が確認されていること。

（3）　評価方法

評価にあたっては、当院の指導歯科医および協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指導歯科医が担当するが、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、担当職員等の意見を取り入れ、多面評価を行う。評価表はプログラム責任者が点検し、歯科医師研修管理委員会で審議する。また、研修期間中四半期ごとに形成的評価を実施し、その結果に基づき指導歯科医がフィードバックを行う。

評価は以下の５段階評価とする。

Ａ：確実にできる

Ｂ：できる
Ｃ：ある程度できる
Ｄ：あまりできない
Ｅ：ほとんどできない

2. 修了認定

歯科医師研修管理委員会が審査し、本プログラムの目標を達成したと評価認定した研修歯科医には、病院長およびプログラム責任者の指導歯科医が臨床研修修了証を交付する。研修期間が１年に満たなかった場合は研修した期間の証明書を発行する。
原則として、修了認定にはＥ判定がないこと、Ｄ判定が５項目以下であることが求められる。